

### 32 工場誘致条例等による減免額に関する調

(単位:千円)

区 分	低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額								その他の減免額			合計 (①+②)
	低工法	過疎法	農工法	多極分散法	地方拠点法	離島法	原発地域 振興法	計 ①	低工法等 による財 政措置の 適用地区 に係るも の	その他	計 ②	
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	-	1,037	23,469	-	-	-	421	24,927	-	92	92	25,019
不動産取得税	-	1,690	-	-	-	-	31,174	32,864	-	21,448	21,448	54,312
固定資産税(特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	2,727	23,469	-	-	-	31,595	57,791	-	21,540	21,540	79,331

(注) 1 この調は、当年度において減免の決議をしたものについて当該減免額を記載した。

2 「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」は、課税免除又は不均一課税をした場合において、低工法等の規定により基準財政収入額から控除する額の算定の基礎となった減免額(75/100を乗ずる前のもの)を記載した。

3 「その他の減免額」の「低工法等による財政措置の適用地区に係るもの」は、総合保養地区整備法に基づくものである。

4 「その他の減免額」の「その他」は、企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例に基づくものである。

### 33 地方税に関する争訟に関する調

#### (1) 不服申立てに関する調

(単位:件)

区 分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌 年 度 へ の 繰 越		
	前年度 からの繰 越	本年度 発 生	計	却下	棄却	一 部 取 消	全 部 取 消	取下	計	国 税 決 定 の 繰 越 に 伴 う も の	その他	計
賦 課 徴 収 上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	2	3	5	-	2	-	-	-	2	-	3	3
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の税	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
課 徴 収	2	1	3	-	1	-	-	-	1	-	2	2
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	4	9	-	4	-	-	-	4	-	5	5

(注) 1 この調は、当年度における不服申立事案について作成した。

2 「却下」とは不服申立ての要件の備わっていない等の場合においてその審理を拒否する決定又は裁決をいい、「棄却」とは不服申立てを理由無しとして前の処分を是認する決定又は裁決をいい、「取消」とは不服申立てを理由ありとして原処分を取り消す決定をいい、「取下」とは不服申立てをしたものが不服申立てをした後決定までの間にその申立てを取り下げることをいう。

3 「国税決定の繰越に伴うもの」は、法第19条の9第2項の規定によるものを、「その他」は本県自身がその決定又は裁決を繰越したものを記載した。

#### (2) 訴訟に関する調

(単位:件)

区 分	前年度 末係属 件数①	当 該 年 度 発 生 件 数 ②	計 ① + ② ③	①の事件発年度別内訳						当 該 年 度 中 の 完 結 件 数 ④	④の完結事由 内					当 該 年 度 末 係 属 件 数 ⑤	⑤の係属 審級		
				15 以 前	16	17	18	19	20		取 下	却 下	勝 訴	一 部 敗 訴	敗 訴		1 審	2 審	3 審
賦 課 徴 収 上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
課 徴 収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
滞納処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	